

「ながらスマホ禁止」キャンペーン提案

「ながらスマホ」とは、動いている状態（車や自転車運転、歩行）におけるスマホを操作する行為と定義する。2023年現在、国民ほぼ全員が1台の自分自身のスマホを保有し、それにより生活はより便利になってきた。一方、スマホの活用というより、残念ながらスマホに日常生活を支配されているような人たちも多く見受けられる。道を歩けば多くの人が、スマホ画面をみて前方を見ないで歩いている。そしてそれに対して多くの人間は、違和感を感じていない。

臨床現場の医師として、青少年の発達、高齢者の歩行中の身の安全、車や自転車の事故の減少目的にスマホ利用に注意を喚起したい。

小・中学校の登校拒否の原因のひとつとしてスマホを用いたゲーム中毒がある。特定の時間にのみスマホの使用を親と約束しても、成人社会で歩きスマホなどがあたりまえの状況であれば、小・中学生にはその矛盾を敏感に感じる。

少数の自治体で歩きスマホ禁止条例が制定されているが罰則はない。高齢者では、歩きスマホの歩行者に接触しころただけで大腿骨骨折などの大事故になりえる。実際、私の患者さんで骨折した人たちが存在する。多くの高齢者は、歩きスマホをしている人たちを避けるような行動をしている。意外にも30～40台の人たちも高齢者と同じく避けているとの意見の人もあった。一方、若い人たちは、短い時間にスマホを見ても安全に運転や歩行はできるとの発言が多い。また、明らかに他人によけてもらうという雰囲気です歩きながらのスマホ操作をしている人も多い。

自動車・自転車運転中に、スマホ閲覧のため前方不注意となることは交通事故の原因の一つある。皆様のなかには、対向車線の運転手がスマホをみながら運転していて、ひやーとした記憶がある人もいるのではと思う。先日とある大学構内での自転車同士の衝突事故が報道された。20歳前後の学生が衝突する原因として、互いの「ながらスマホ」自転車運転が強く考えられる。この2つの行為は道路交通法で禁止されているが、警察に見つからない限り罰則はない。加えて、スピード違反のように、警察は発見したらすぐにサイレンをならして違反切符をきるような取り締まりではない。ルールがあっても罰則が十分でなければ十分な抑止効果を期待することはできない。

「歩きスマホは他の歩行者に危険である」ということを多くの人から共感を得るために、兵庫県保険医協会の西宮・芦屋支部でのようなポスターを作成した。当方の待合室に掲載した1日目から、自転車スマホにぶつけられたなど、患者さんから「ながらスマホ」へのいやな思いを強く感じた。ということから自転車スマホのポスターも追加作成した（）。これらのポスターを診療所、幼稚園、小・中学校、会社、交番などに掲載できるようにしたいと思う。そして、多くの人共感したあとに、市議員などに歩きスマホ禁止条例の作

成をお願いしたいと思っている。国民には説明してもわからない人間が一定数存在する。車のスピード違反と同じく、ペナルティがあれば守れるというレベルの人を「スマホの閲覧・入力するには、立ち止まって行う」という多数派に加えたい。

30年前ではどこでも喫煙は当たり前だったが、現在では公共施設では禁煙が当たり前であり、そのようなことをする人がいれば違和感を感じるまでになった。ホテルでの寝煙草などは、いまではありえない行為となっている。

同様に近い将来に「スマホの閲覧・入力するには、立ち止まって行う」という新しい常識が国民に共有され、数年後「ながらスマホ」に多くの国民が違和感を感じる世の中になることを期待する。

西宮医師会会員で、この話題に関心がある方は一緒に活動をしませんか？

2023. 7. 31

歩きスマホは他の歩行者にとって危険です
あなたの生活はスマホに支配されていませんか？
スマホ操作は立ち止まって行いましょう

若者自身は歩きスマホについて自分は安全だとの認識が多いが、高齢者に質問すると歩きスマホの人を避けるような行動をしている人が多かった。意外にも30～40台の人高齢者と同じく避けていますとの意見の人が多かった。

社会がそうなれば、スマホに対する種々のルールを子供たちも守る素地ができ、スマホの弊害を減らす相乗効果になるのではないかと考える。

また、ラインなどすぐに返事をしなかったら仲間から疎外されるという可能性もある。

- 3) 医療団体から、「歩きスマホは他人特に高齢者に危険である」などのテレビ広告をだす
- 2)
- 1)
- 4) 「歩きスマホは他人に危険である」と、いろいろなところでアピールする
(保険医協会でTシャツ作成も考慮)
- 5) 自転車・車スマホの取り締まりの強化を議員にお願いする
- 7)

2023.6.28

今回の提案の目標は、「ながらスマホ」により危害を受ける人たちを守るためであり、ながらスマホを行っている人たちの危険を回避するためではない。

6) 純正のドライブレコーダでの運転中のテレビ視聴は不可であるのに、純正でないドライブレコーダを装着すれば運転中にテレビ視聴できるという矛盾を警察に指摘する

そして具体的には、法律で禁止されている自転車・自動車でのスマホ閲覧について、パトロールで見つけてペナルティを課すようにする。歩きスマホにも罰金を科するような条例を作り、実行してもらうように訴える。そして所属の学校や企業の責任者から、歩きスマホ禁止を働きかけてもらう。スマホ自体が動いていると判断すれば、一定時間こえるとスマホが動かなくなる設定をスマホ会社をお願いする。というのが私の考え方であるが、